

令和7年分年末調整の留意事項②

前回の税制改正ニュースに引き続き、年末調整について改めて改正の内容をまとめてみました。

1 「特定親族特別控除」の創設（大学生年代の子等が対象）

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて一定の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

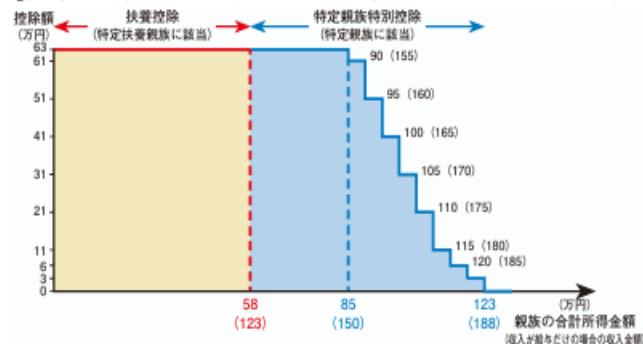
これに伴い、特定親族の収入が給与だけの場合には150万円以下であれば控除額63万円となりその後は段階的に控除が減額され188万円を超えると控除額がゼロとなります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



2 扶養親族等の所得要件の見直し

基礎控除の改正に伴い、下記の通り、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。